

少額海事損害に関する事項

日米地位協定第18条5(a)から(f)までの規定が適用される少額海事損害として、昭和36年(1961年)9月の日米合同委員会において次のように合意されている。

1. 20トン未満の船舶の船荷に対する損害で、1件2,500合衆国ドル以下の請求に係るもの。ただし、船舶とその船荷が同一の請求者の所有に属するときは、当該船舶及び船荷に対する請求は、1件の請求として取り扱われるものとする。
2. えびかご、たこつぼ、はえなわ、かきかご、えり・やな及びおだ並びに魚、えび、たこ、その他の海産動物を捕獲するために漁業者が使用する類似の装置に対する損害(昭和36年9月28日付調達庁告示第9号参照)。